参考資料1

平成24年6月19日 委員会決定

有明海・八代海等総合調査評価委員会の小委員会の設置について

有明海・八代海等総合調査評価委員会の運営方針について(平成15年2月7日委員会決定)第4事項の①の規定に基づき、下記の小委員会を設置するものとする。

記

- 1. 生物・水産資源・水環境問題検討作業小委員会 委員会が行う有明海・八代海等における生物・水産資源及び水環境を巡 る問題にかかる情報の収集・整理・分析を行う。
- 2. 海域再生対策検討作業小委員会 委員会が行う有明海・八代海等の再生の評価にかかる情報の収集・整理・分析を行う。

有明海・八代海等総合調査評価委員会の小委員会の設置について

1. 趣旨

第29回の有明海・八代海等総合調査評価委員会(以下「委員会」という。) において、今後の委員会に求められる役割は、

- ①これまでの委員会の最大のミッションを継承し、有明海及び八代海等で生じている生物・水産資源を巡る問題点の原因・要因、発生機構の究明を進めるとともに、
- ②有明海及び八代海等の再生に向けて、科学的な見地から成立しうる再生像 を具体的に提示するとともに、その再生像を実現するために最も効率的か つ現実的な再生手順を明かにする
- ことであることを確認した。

また、これら審議を機動的かつ効率的に進めるため、下部組織を設けることについて提示したところ。

以上を踏まえ、今後、次の2つの小委員会を設置することとしたい。

2. 生物·水産資源·水環境問題検討作業小委員会

- (1) 所掌事務
 - ① 有明海及び八代海等で生じている生物・水産資源及び水環境を巡る問題点(へい死事案、漁獲低迷、赤潮、貧酸素水塊等)の現況把握に関すること。
 - ② ①に係る原因・要因、発生機構に関すること。
 - ③ ①に係る被害予防・被害軽減策等の評価に関すること。
 - ④ ①を解消・克服するための再生手順に関すること (3. の小委員会の 所掌事務に属するものを除く。)。
 - ⑤ ①~④について、順次とりまとめ委員会に提出すること。
- (2) 構成

委員会の構成員の一部及び専門委員(今後選任する。)

3. 海域再生対策検討作業小委員会

- (1) 所掌事務
 - ① 有明海及び八代海等の再生像に関すること。
 - ② ①を達成するための再生手順に関すること。
 - ③ 再生技術の評価に関すること。
 - ④ ①、②にかかる環境特性の把握、課題整理に関すること。
 - ⑤ ①~④について、順次とりまとめ委員会に提出すること。
- (2) 構成

委員会の構成員の一部及び専門委員(今後選任する。)